

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

b. **IT実装支援** (共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等)

b. **IT実装支援** 業務委託パートナーに対し、最新のWebマーケティング技術やノウハウを共有し、サプライチェーン全体の技術力向上を図ります。また、「SECURITY ACTION」に基づく情報セキュリティ対策の助言や支援を行い、安全なデジタル取引環境を構築します。

e. 健康経営に関する取組 (健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等)

e. **健康経営に関する取組** パートナーとの対話において「心理的安全性」を重視し、精神的・社会的に良好な状態で働く関係性を築きます。また、完全テレワーク環境の提供により、子育てや介護等のライフステージに合わせた柔軟な働き方を支援し、ワークライフバランスの充実を推進します。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

### 3. その他(任意記載)

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

セライオン株式会社 代表取締役 獅子原大介  
企業名 役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。